



第49期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成30年9月26日（水曜日）
午前10時

開催場所 東京都立川市曙町2丁目40番15号
パレスホテル立川 3階
「こぶしの間」

議決権行使期限

平成30年9月25日（火）
午後6時まで

目次

■ 第49期定時株主総会招集ご通知 ……	1	■ 株主総会参考書類 ……	39
【添付書類】		議 案 監査等委員でない取締役4名選任の件	
■ 事業報告 ……	4		
■ 計算書類 ……	23		
■ 監査報告書 ……	37		

証券コード4657
平成30年9月7日

株 主 各 位

東京都八王子市散田町三丁目7番23号
株式会社環境管理センター
代表取締役社長 水 落 憲 吾

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年9月25日（火曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年9月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都立川市曙町2丁目40番15号
パレスホテル立川 3階 「こぶしの間」
(詳細は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第49期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

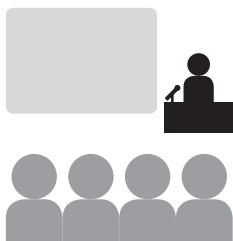
- (1) 当日代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合は代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kankyo-kanri.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。) また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。)

また、資源節約のため、本招集ご通知を会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成30年9月26日(水曜日) 午前10時

書面にて行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成30年9月25日(火曜日) 午後6時到着分まで

(お願い)

- ◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- ◎当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- ◎当日は、節電等のため、当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期の国内経済を概観すると、世界的な景気回復が続く中で、企業収益の回復、雇用環境の改善や株価の上昇などに伴い個人消費が緩やかな回復傾向にある一方、世界経済においては、米国の政策動向や中国やアジア新興国における経済成長の減速懸念等から、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

環境行政の動向としては、平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効したのを受け、対応する国内法（水銀汚染防止法、大気汚染防止法改正等）も同時に施行されました。

このような状況の中、当社は環境省から排出ガス中の水銀測定方法調査業務を受注するなど、当社の技術力を活かした営業活動を進めました。

通期の受注高は36億51百万円（前期比11.0%減）でありました。官公庁からの受注高は11億17百万円（同5.0%減）、民間顧客からの受注高は25億33百万円（同13.3%減）になりました。受注高に占める官公庁の割合は30.6%であります。通期の売上高は35億72百万円（同6.0%減）でありました。官公庁への売上高は10億59百万円（同2.8%増）、民間顧客への売上高は25億13百万円（同9.2%減）になりました。この結果、翌事業年度以降に繰り越す受注残高は14億75百万円（同5.6%増）になりました。

損益面については、売上原価は29億55百万円（前期比53百万円増）、販売費及び一般管理費は7億42百万円（同26百万円増）になりました。その結果、営業損失1億25百万円（前期は営業利益1億82百万円）、経常損失1億35百万円（前期は経常利益1億71百万円）、当期純損失1億53百万円（前期は当期純利益1億44百万円）になりました。

事業別の概況は次のとおりです。

(単位：百万円)

分野		期別	第48期 〔平成28年7月1日～平成29年6月30日〕			第49期(当事業年度) 〔平成29年7月1日～平成30年6月30日〕		
			受注	売上	受注残	受注	売上	受注残
環境調査	環境監視		422	396	80	212	172	121
	施設・事業場		760	671	199	529	612	116
	廃棄物		436	382	195	346	391	151
	土壌・地下水		910	891	166	976	1,034	108
	小計		2,530	2,343	642	2,065	2,209	497
コンサルタント			606	362	540	574	407	707
応用測定	受託研究		284	302	68	286	283	70
	アスベスト		275	291	27	355	311	71
	その他		219	234	17	187	183	21
	小計		780	829	113	828	779	163
放射能			183	264	101	182	175	107
合計			4,100	3,799	1,397	3,651	3,572	1,475
官公庁			1,176	1,030	558	1,117	1,059	617
民間			2,923	2,769	839	2,533	2,513	858

【環境調査】事業の当期の受注高は20億65百万円（前期比4億65百万円減）、売上高22億9百万円（同1億33百万円減）、受注残高4億97百万円（同1億44百万円減）になりました。

当事業は業務内容により次の4つに区分しています。

- (1) 「環境監視」関連分野は、主として官公庁委託による公共用水域・大気環境の濃度計量証明業務を行う業務です。当期の受注高は2億12百万円（前期比2億9百万円減）、売上高1億72百万円（同2億24百万円減）、受注残高1億21百万円（同40百万円増）になりました。
- (2) 「施設・事業場」関連分野は、官公庁並びに民間企業の各施設・事業場からの排水・排ガス、騒音・振動、悪臭などの測定・分析を行う業務です。当期の受注高は5億29百万円（前期比2億31百万円減）、売上高6億12百万円（同59百万円減）、受注残高1億16百万円（同83百万円減）になりました。
- (3) 「廃棄物」関連分野は、主として公営のごみ焼却施設・中間処理施設・最終処分場等の廃棄物関連の調査業務、ダイオキシン・PCB類の分析を主としています。当期の受注高は3億46百万円（前期比89百万円減）、売上高3億91百万円（同8百万円増）、受注残高1億51百万円（同44百万円減）になりました。
- (4) 「土壌・地下水」関連分野は、民間企業の工場跡地等の売買に伴う汚染状況の把握調査を主としています。当期の受注高は9億76百万円（前期比65百万円増）、売上高10億34百万円（同1億42百万円増）、受注残高1億8百万円（同57百万円減）になりました。

【コンサルタント】事業は、環境影響評価（アセスメント）、自然環境調査など主として民間事業者が開発行為に関連して行う環境保全への取り組みに関する業務です。当期の受注高は5億74百万円（前期比31百万円減）、売上高は4億7百万円（同45百万円増）、受注残高7億7百万円（同1億67百万円増）になりました。

【応用測定】事業の当期受注高は、8億28百万円（前期比48百万円増）、売上高7億79百万円（同49百万円減）、受注残高1億63百万円（同49百万円増）になりました。うち、建材のアスベストの含有量分析等を行う「アスベスト」分野の受注高は3億55百万円（同79百万円増）、売上高3億11百万円（同20百万円増）になりました。

【放射能】事業は、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染により、放射能測定業務の需要が増加したことから開始した事業であります。受注高は1億82百万円

(前期比0百万円減)、売上高は1億75百万円(同89百万円減)、受注残高1億7百万円(同6百万円増)であります。

② 設備投資の状況

当期の設備投資は、分析・測定機器の経常的な設備投資を行い、設備投資額は83百万円(前期は2億30百万円)となりました。なお、投資額にはリース資産21百万円(同14百万円)を含めております。

③ 資金調達の状況

資金効率及び金融費用の削減を目的として取引金融機関3行と総額15億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末においての当該契約に基づく借入実行残高は4億50百万円であります。

④ 事業の譲渡や合併等の企業再編に関する事項

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

当社は、次の4項目を対処すべき課題として重視しています。

① 新分野への取り組み

当社の競争力の源泉は現場力にあります。現場での対応力を高め、現場で生まれる様々なニーズを吸い上げ、環境計量証明業の周辺に事業領域を拡大していきます。規制対応のための測定・分析だけでなく、社会に密接に影響を与える応用測定や環境修復、事業価値を高めるための新分野・新技術に取り組むことが課題であると考えております。

これまでに環境対策工事や環境修復のための薬剤販売、放射能計測・除染など国策レベルの事業・研究課題に取り組んでまいりました。今後もフィールド調査での強みを活かしつつ、農業・食品などの周辺分野から通信・制御機器も視野に入れて、新分野開拓への取り組みを進めてまいります。

② コラボレーションの取り組み

当社は、事業活動を推進するためには戦略的な連携を推進することが有効な方法であると考えております。

これまでに高度の技術と幅広い知見を有する国内の企業・研究機関との情報交換を円滑に進める関係を構築してまいりました。今後も、国内外の企業との関係を一層密にすることにより、事業活動の範囲を広げてまいります。

③ 技術開発と人財の多様性・育成

お客様ニーズを的確につかみ、形あるサービスとしてお返しするためには、優秀な人財を多数確保することが必要です。お客様や社会からの要請が変化していく中で、現場経験の積み重ねが新たな環境問題に対応するための技術基盤になっていると当社は考えております。あわせて、フィールドで各人の能力を最大限に発揮させるべく、通信や制御技術を駆使した現場サポート技術を開発してまいります。

また、海外出身の留学生の採用、女性が働きやすい職場の整備、多能化のための研修など、人財の多様化を図るための仕組みづくりに取り組みます。

④ リスク分散対応と利益向上の施策

当社は、東日本大震災を教訓として、リスク分散の観点から生産拠点の平準化に取り組むとともに、省エネの観点から使用電力・薬品類の削減に積極的に取り組んでまいりました。

今後も、施設の保全維持・改修を行うとともに作業ラインの改善・再配置を進めることにより事業の採算性・効率性の改善を進めてまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

科 目	第 46 期 (平成26.7.1) ～ 27.6.30)	第 47 期 (平成27.7.1) ～ 28.6.30)	第 48 期 (平成28.7.1) ～ 29.6.30)	第49期(当事業年度) (平成29.7.1) ～ 30.6.30)
売 上 高(百万円)	3,698	3,634	3,799	3,572
経 常 利 益(百万円)	△82	△17	171	△135
当 期 純 利 益(百万円)	△96	12	144	△153
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△22.86	2.94	31.88	△32.74
総 資 産(百万円)	4,448	4,286	4,429	4,223
純 資 産(百万円)	1,327	1,337	1,688	1,530
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	315.39	317.92	359.49	323.67
自 己 資 本 比 率 (%)	29.8	31.2	38.0	35.9

(注1) △は損失を表しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(注3) 1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年6月30日現在）

当社は、親会社及び子会社に関する該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（平成30年6月30日現在）

当社は、環境計量証明業を基盤とした事業を展開しています。

環境計量証明業は、環境関連諸法規にて定められている基準への適合状況を確認するための測定・分析を行い、計量法に基づく計量証明書を成果品としてお客様に納品する事業です。当社は、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭などあらゆる環境媒体に対応するとともに、一般分析項目から極微量化学物質まであらゆる環境調査に対応できます。この環境調査分野は、公共用水域や一般環境の大気汚染などを調査する環境監視業務、工場稼働に伴う排水や排ガスなどを調査する施設・事業場業務、廃棄物処理に係る様々な環境影響を調査する廃棄物業務、土地取引等の際に土壌汚染の有無を調査する土壌・地下水業務で構成されます。

環境計量証明業を基盤とし、得られたデータを解析し活用する事業も展開しています。大規模事業に係る将来の環境影響を予測・評価する環境アセスメントを行う環境コンサルタント業務、培った分析技術をもとに受託試験やアスベスト測定等を行う応用測定業務、原発事故に起因する放射能を測定する放射能業務などを行っています。

さらに、上記各分野に係る環境対策工事や資材の販売、環境政策に係る委員会業務など、測定・分析に留まらず、周辺領域の業務についても展開しています。

(6) 主要な事業所（平成30年6月30日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都八王子市	プロジェクト事業部	東京都八王子市
営 業 本 部	東京都千代田区	エンジニアリング事業部	東京都千代田区
技 術 セ ン タ ー	東京都八王子市	アスベスト対策事業部	東京都八王子市
におい・かおりLAB	東京都日野市	北海道支店	札幌市東区
東関東技術センター	千葉市緑区	福島事業所	福島県福島市
北関東技術センター	さいたま市中央区	名古屋営業所	名古屋市中区

(7) 使用人の状況 (平成30年6月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
272 (79) 名	8名増 (15名減)	41.8歳	15.7年

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、() 内は顧問3名及び臨時従業員数76名 (当事業年度における平均雇用人数を1人1日8時間で換算した期中の平均人員) の合計を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	909百万円
多摩信用金庫	500百万円
株式会社商工組合中央金庫	233百万円

(注) 株式会社みずほ銀行、多摩信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする3行によるシンジケートローン残高15億54百万円の一部が含まれております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年5月30日に株式会社土壌環境リサーチーズ (出資割合100%) を設立いたしました。なお、同社は、平成30年7月2日付で当社の資本業務提携先である株式会社フィールド・パートナーズへ第三者割当増資を行い、当社の出資割合は51%になっております。

2. 株式の状況（平成30年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,678,270株（自己株式419株を含む）
 (3) 株主数 2,106名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
水落憲吾	497,790株	10.6%
株式会社フィールド・パートナーズ	470,000株	10.0%
従業員持株会	376,300株	8.0%
岡三オンライン証券株式会社	216,500株	4.6%
水落阿岐子	182,700株	3.9%
株式会社みずほ銀行	130,000株	2.8%
片柳健一	129,950株	2.8%
遠山周司	117,100株	2.5%
明治安田生命保険相互会社	100,000株	2.1%
株式会社ライブスター証券	92,000株	2.0%

（注）持株比率は自己株式（419株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	平成28年9月27日
保有人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 4名
新株予約権の数(個)	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式数(株)	35,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	自 平成31年10月13日 至 平成38年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 402 資本組入額 201
新株予約権の行使の条件	(注)

- (注) 1. 新株予約権者が、新株予約権の割当日から権利行使期間の開始時点或いは下記2に定める業績条件を達成した時点のいずれか遅い時点まで(以下「権利行使開始確定時点」という。)、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していることとする。なお、定年退職等別途定める事由に該当する場合を除き、権利行使開始確定時点以前に当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は行使することができない。
2. 新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使期間の最終日までの期間に終了する各事業年度のうち、いずれか連続する2事業年度における当社の経常利益の合計額が5億円以上となった場合、該当する連続する2事業年度のうち最終の事業年度にかかる有価証券報告書提出日の翌日以降、新株予約権を行使することができる(以下、この行使条件を「業績条件」という。)ものとする。なお、業績条件における経常利益は、当社の各事業年度にかかる有価証券報告書に記載された損益計算書における経常利益をいうものとし、当社が連結財務諸表を作成している場合には、連結損益計算書に記載された経常利益をいうものとする。

3. 新株予約権者が、権利行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職若しくは懲戒解職の決定又はこれらに準ずる事由がないこととする。
4. 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）及びその代表者（以下「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届け出るものとし、権利承継者が新株予約権を行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならない。
5. 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行使しなければならないが、その一部のみを行使することはできない。
6. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の権利行使をすることができない。
7. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
8. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により定めるものとする。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (平成30年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水 落 憲 吾	
代表取締役専務	清 水 重 雄	経営企画室長
取 締 役	豊 口 敏 之	技術管掌 執行役員 アスベスト対策事業部長
取 締 役	浜 島 直 人	執行役員 管理部長兼システム統括室長
取締役 (監査等委員)	片 柳 健 一	
取締役 (監査等委員)	渡 辺 真 一 郎	アドバンスアイ株式会社 取締役会長
取締役 (監査等委員)	中 嶋 教 夫	

- (注) 1. 取締役渡辺真一郎氏及び取締役中嶋教夫氏は、社外取締役であります。なお、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員中嶋教夫氏は、明星大学経営学部経営学科准教授を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、監査等委員でない取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、片柳健一氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 当社は法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、平成29年9月26日開催の第48期定時株主総会において八百屋伴声氏を補欠の監査等委員である取締役に選任しております。
- なお、同氏は社外取締役の要件を満たしており、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、定款の定めにより、2年後の定時株主総会開始の時までとしております。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
6. 当社は執行役員制を導入しており、平成30年7月1日現在では、豊口敏之氏、浜島直人氏、斉藤徹氏、阿部大氏、二瓶昭一氏、井上文雄氏、堀宏一郎氏が就任しております。
7. 浜島直人氏の戸籍上の氏名は濱島直人であります。

(2) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
監査等委員でない取締役	4名	58百万円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	15百万円 (6百万円)
合 計	7名	74百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。使用人兼務取締役(2名)に支払った使用人分給与は21百万円です。
2. 取締役の報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)4百万円)を含んでおります。
3. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、平成27年9月29日開催の第46期定時株主総会において年額2億円以内(うち社外取締役分5千万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年9月29日開催の第46期定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。

(3) 取締役等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬を持続的な成長に向けた健全なインセンティブの1つと認識しています。報酬決定に当たっては、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定することとし、毎年ごとの具体的な報酬額については、取締役会にて社外取締役を含めた全員の議論をもって決定することとしています。なお、自社株報酬については、業績条件付株式報酬型ストックオプションを導入しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外取締役（監査等委員）渡辺真一郎氏は、アドバンストアイ株式会社の取締役会長であります。なお、当社は、アドバンストアイ株式会社と経営顧問契約を締結しております。

- ② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	渡辺 真一郎	当事業年度開催の取締役会15回全て、監査等委員会14回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに監査を行うとともに、金融やマーケティングの見地から提言、助言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	中嶋 教夫	当事業年度開催の取締役会15回全て、監査等委員会14回全てに出席し、会計学の専門家としての専門的見地から監査を行うとともに、主に財務、会計面に関する提言、助言等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(注) E Y 新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同条の規定に従い、監査等委員である取締役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行う。
2. 取締役は、社会の常識・倫理意識からの乖離を戒めるとともに反社会的勢力との関わりの拒絶を宣言した「企業行動指針」に基づき、適法・適正に事業活動を行う。
3. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会に報告する。
4. 取締役会は、取締役会規程に基づいて、執行役員及び部門長から報告を受けるとともに付議事項を決定する。
5. 取締役は、会社の財産及び事業の継続に損害を与える危険性を未然防止するための体制を構築する。
6. 代表取締役社長は、財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
7. 取締役は、職務執行の一部を執行役員に委嘱し、経営意思決定と職務執行を迅速に行う。
8. 取締役は、職務執行の状況を監査計画に基づき監査等委員の監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役は、情報開示委員会を設置し、株主・投資家等ステークホルダーに重要な情報開示を適時適正に行う。
2. 取締役及び執行役員は、社内規程に基づき職務執行に係る情報を収集・保管し、取締役・監査等委員会が随時閲覧できるよう整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役は、リスク管理委員会を設置し、事業に係る多様なリスク（施設管理が起因となり周辺環境に及ぼす影響・従業員の労務健康状況・成果品の品質等を含む人的要因による損害、自然要因による損害）を想定して未然防止にあたる。
2. 取締役及び執行役員は、自然災害による事業活動への影響に備え、点検と対策を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、経営意思の決定と執行の迅速化を実現するため執行役員制を採用する。また取締役から役付執行役員を任命し、経営意思決定と執行を更に迅速化する。
2. 取締役及び執行役員は、定期的な会議体を置き情報交換を行い、他の取締役及び執行役員が職掌する職務の執行状況を把握する。
3. 取締役及び執行役員は、職務分掌と職務権限を定める社内規程に基づき忠実にその職務を執行する。
4. 取締役会は経営目標と予算を作成する。取締役及び執行役員はその達成に向けて職務を執行し、取締役会はその進捗管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 執行役員及び従業員（使用人）は、業務執行に際して「企業行動指針」に基づき行動し、取締役はその監督を行う。
2. 取締役は、情報セキュリティポリシーに基づき社内体制を構築し、個人情報の保護その他重要情報の管理に取り組む。
3. 取締役及び執行役員は、入札に際して不公正取引が生じない仕組みを作るとともに、業務執行にあたる従業員の教育を行う。
4. 内部監査室は、代表取締役社長の命を受けて業務執行に関する監査と、成果品の品質並びに環境保全活動の監査を実施する。
5. 内部監査室は、内部監査の実施結果を被監査部門に通知するとともに代表取締役社長及び監査等委員会に適宜報告を行う。

- (6) **監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人に関する事項**
代表取締役社長は、監査等委員会がその職務を補助する要員を置くことを求めたときは、監査等委員会と協議し合理的な範囲で配置する。
- (7) **前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
1. 代表取締役社長は、監査等委員会の職務を補助する要員の任命・異動等の人事権に係わる事項を決定するときには、監査等委員会と意見交換を行う。
 2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- (8) **取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制**
1. 監査等委員会は、取締役会のほか重要な会議に出席して取締役から職務執行の状況を聴取し、また関係書類を閲覧する。
 2. 取締役・執行役員・従業員は、監査等委員会が求めるときは業務執行状況の報告を行う。
 3. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。
- (9) **監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
前項に従い監査等委員会へ報告を行った取締役・執行役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
監査等委員が会社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した費用の弁済を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長と会合を持ち、意見交換を行う。
2. 監査等委員会は、内部監査室と連携を保つとともに、必要があるときは内部監査室に業務執行状況の報告を求める。
3. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行う。
4. 取締役は、監査等委員である取締役選任議案を株主総会に付議するときはあらかじめ監査等委員会と協議を行う。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンス

代表取締役社長は、全社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を発信するなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを実施しております。

(2) リスク管理体制

各執行部門は、施設管理等を起因とする環境リスクや従業員の健康リスクを未然に防止することを重点においた自主点検を推進し、毎月度定期的に取締役会に報告を実施しております。リスク管理委員会は、取締役・執行役員・内部監査室により構成し、各執行部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあっております。

(3) 財務報告に関する内部統制

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を実施しております。

(4) 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業所における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査等委員会が実施した業務監査の内容は、年1回以上代表取締役社長に意見を述べるほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。なお、平成27年6月より監査等委員会事務局を設けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図り、株主各位に対して適正な利益還元を行うことを利益配分に関する基本方針としております。各事業年度における株主各位への配当は、業績の進展状況に応じて配当政策を決定し、株主各位のご期待に添うよう努める考えです。当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしております。

当期の剰余金の配当につきましては、利益剰余金がマイナスとなり配当可能原資を確保できないことから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

(注) 事業報告に記載の金額については表示単位未満を切り捨てており、1株当たり当期純利益及び純資産並びに比率については表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,161,715	流動負債	1,077,501
現金及び預金	388,403	買掛金	94,067
受取手形	49,120	短期借入金	500,000
売掛金	340,058	1年内返済予定の長期借入金	107,044
仕掛品	288,718	リース負債	41,845
貯蔵品	9,209	未払金	82,615
前払費用	39,701	未払費用	130,979
繰延税金資産	38,766	未払事業所税	6,411
その他の貸倒引当金	10,813	未払消費税等	18,808
	△3,076	前受金	65,679
固定資産	3,061,571	預り金	23,552
有形固定資産	2,768,691	受注損失引当金	6,498
建物	1,318,170	固定負債	1,615,293
構築物	9,046	長期借入金	1,087,046
機械及び装置	193,937	リース負債	37,676
車両運搬具	19,625	退職給付引当金	482,878
工具、器具及び備品	50,200	役員退職慰労引当金	4,082
土地	1,107,645	資産除去債務	3,609
リース資産	70,064	負債合計	2,692,795
無形固定資産	63,392	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	56,982	株主資本	1,513,206
その他の投資	6,409	資本剰余金	858,442
その他の資産	229,488	資本剰余金	807,106
投資有価証券	42,867	資本準備金	807,106
関係会社株	15,300	利益剰余金	△152,199
破産更生債権等	37,412	その他利益剰余金	△152,199
長期前払費用	9,272	繰越利益剰余金	△152,199
差入保証金	69,652	自己株式	△142
繰延税金資産	2,499	評価・換算差額等	870
その他の貸倒引当金	92,288	その他有価証券評価差額金	870
	△39,803	新株予約権	16,415
資産合計	4,223,287	純資産合計	1,530,492
		負債純資産合計	4,223,287

損益計算書

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売上高		3,572,609
II 売上原価		2,955,418
売上総利益		617,191
III 販売費及び一般管理費		742,236
営業損失		125,044
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	3,414	
受取賃貸料	1,551	
受取手数料	2,662	
その他の営業外収益	3,377	11,006
V 営業外費用		
支払利息	17,244	
支払手数料	1,811	
その他の営業外費用	2,272	21,328
経常損失		135,367
税引前当期純損失		135,367
法人税、住民税及び事業税	13,389	
法人税等調整額	4,396	17,786
当期純損失		153,153

株主資本等変動計算書

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	858,442	807,106	807,106	14,987	14,987
当期変動額					
剰余金の配当				△14,033	△14,033
自己株式の取得					
当期純損失				△153,153	△153,153
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	△167,187	△167,187
当期末残高	858,442	807,106	807,106	△152,199	△152,199

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△142	1,680,394	1,250	1,250	7,135	1,688,780
当期変動額						
剰余金の配当		△14,033				△14,033
自己株式の取得	△0	△0				△0
当期純損失		△153,153				△153,153
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△380	△380	9,279	8,899
当期変動額合計	△0	△167,187	△380	△380	9,279	△158,288
当期末残高	△142	1,513,206	870	870	16,415	1,530,492

キャッシュ・フロー計算書（参考）

（平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失	△135,367
減価償却費用	255,395
株式報酬費用	9,279
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△3,581
退職給付引当金の増減額（△は減少）	24,039
受注損失引当金の増減額（△は減少）	2,394
受取利息及び配当金	△3,414
支払利息	17,244
支払手数料	1,810
有形固定資産除却損	745
売上債権の増減額（△は増加）	181,924
たな卸資産の増減額（△は増加）	△15,847
仕入債務の増減額（△は減少）	24,979
未払消費税等の増減額（△は減少）	△21,069
その他の流動資産の増減額（△は増加）	8,861
その他の負債の増減額（△は減少）	2,005
その他	△245
小計	349,154
利息及び配当金の受取額	3,414
利息の支払額	△17,336
法人税等の支払額	△71,362
その他	70
営業活動によるキャッシュ・フロー	263,939

科 目	金 額
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△46,732
有形固定資産の売却による収入	175
無形固定資産の取得による支出	△2,175
投資有価証券の取得による支出	△1,385
関係会社株式の取得による支出	△15,300
その他	△53,086
投資活動によるキャッシュ・フロー	△118,504
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000
長期借入金の返済による支出	△108,854
リース債務の返済による支出	△51,833
配当金の支払額	△13,778
その他	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△74,467
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	70,967
V 現金及び現金同等物の期首残高	317,435
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	388,403

(注) 上記キャッシュ・フロー計算書(参考)は、37頁の監査報告書の対象には含まれておりません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

（但し、技術センター、本社、におい・かおりLAB及び東関東技術センターの建物（賃貸物件の建物附属設備を除く。）については定額法）

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	5～8年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間定額法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約の見積原価が受注金額を超えることにより、将来発生が見込まれる損失に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成21年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労引当金の新規積立を停止していることから、当事業年度における繰入額はありません。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の計上については完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました、「営業外収益」の「受取保険金」(当事業年度70千円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他の営業外収益」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	1,299,360千円
土地	1,107,645
計	2,407,005千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	450,000千円
1年内返済予定の長期借入金	107,044
長期借入金	1,087,046
計	1,644,090千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,504,320千円

(3) 関係会社に対する金銭債権

関係会社に対する短期金銭債権 6千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,678千株	－千株	－千株	4,678千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	0千株	0千株	－千株	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年9月26日 定時株主総会	普通株式	14,033千円	3.00円	平成29年6月30日	平成29年9月27日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
提出会社	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	16,415
合計			－	－	－	－	16,415

(注)平成28年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間が到来しておりません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	163,938千円
貸倒引当金	13,129
未払事業税	1,585
未払事業所税	1,963
役員退職慰労引当金	1,250
退職給付引当金	147,857
未払賞与等	20,540
その他	13,225
繰延税金資産小計	363,490
評価性引当額	△321,604
繰延税金資産合計	41,886
繰延税金負債	
その他	△620
繰延税金負債合計	△620
繰延税金資産の純額	41,265

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	25,200千円
1年超	201,600
合計	226,800千円

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入によることを方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の社内規定に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況の把握を定期的に行っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金として、長期借入金は設備投資及び営業取引に係る資金として調達しております。借入金の金利の大半が市場金利連動となっており急激な金利上昇局面では金利コストを上昇させ収益を大きく損なうおそれがあります。なお、シンジケートローン契約に基づく借入金には、財務制限条項が付されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	388,403	388,403	—
(2) 受取手形	49,120	49,120	—
(3) 売掛金	340,058	340,058	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	10,230	10,230	—
(5) 短期借入金	(500,000)	(500,000)	—
(6) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	(1,194,090)	(1,194,090)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額32,637千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	323円67銭
(2) 1株当たり当期純損失金額	32円74銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

また当社は、複数事業主制度の確定給付企業年金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	458,838千円
退職給付費用	44,467
退職給付の支払額	△20,427
退職給付引当金の期末残高	482,878千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立制度の退職給付債務	482,878千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	482,878
退職給付引当金	482,878千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	482,878

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	44,467千円
----------------	----------

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金制度への拠出額は、14,558千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成30年3月31日現在）

年金資産の額	6,815,676千円
年金財政計算上の数理債務の額	5,713,124
差引額	1,102,552千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（平成30年3月31日現在）

4.37%

(3) 補足説明

上記（1）の差額の要因は、別途積立金繰越額1,231,226千円及び未償却過去勤務債務残高128,674千円であります。

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、21,541千円でありました。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年8月17日

株式会社 環境管理センター
取締役 会 御 中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 跡 部 尚 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿 島 寿 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社環境管理センターの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行について監査をいたしましたので、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131号各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年8月17日

株式会社環境管理センター 監査等委員会

監査等委員 片 柳 健 一 ㊟

監査等委員 渡 辺 真一郎 ㊟

監査等委員 中 嶋 教 夫 ㊟

(注) 監査等委員渡辺真一郎及び中嶋教夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項


議案 監査等委員でない取締役4名選任の件


監査等委員でない取締役（4名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>みず おち けん ご 水 落 憲 吾 (昭和42年5月3日)</p> 	<p>平成9年1月 当社入社 平成15年6月 取締役 平成17年4月 取締役 執行役員 営業推進室長 平成20年4月 専務取締役 専務執行役員 東京支社長 平成22年4月 取締役 専務執行役員 営業本部長兼東京支社長 平成23年4月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) なし</p>	497,792株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、主に営業畑を歩み、豊富な経験・人脈を保持しております。平成23年4月に代表取締役社長就任以降は、経営と従業員の距離感を縮めるとともに、サービス業としてのマインドの浸透に尽力してきております。当社の経営理念・環境理念を具現化し、更なる社業の発展に資することを期待し、取締役として選任するものであります。</p>			
2	<p>し みず しげ お 清 水 重 雄 (昭和40年6月19日)</p> 	<p>平成元年3月 当社入社 平成23年4月 執行役員 首都圏支社長 平成25年4月 執行役員 プロジェクト事業本部長 兼首都圏支社長 平成25年6月 取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長 兼首都圏支社長 平成27年7月 取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長 兼環境放射能プロジェクト室長 平成27年9月 常務取締役 平成28年4月 常務取締役 経営企画室長 平成29年7月 代表取締役専務 経営企画室長（現任） (重要な兼職の状況) なし</p>	25,784株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、主に営業畑を歩み、豊富な経験・人脈を保持しております。代表取締役専務経営企画室長を担務し、第50期の経営計画策定のとりまとめを行っております。当社の事業計画を着実に実行し、事業基盤を強化・発展させることに資することを期待し、取締役として選任するものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p>とよ ぐち とし ゆき 豊 口 敏 之 (昭和41年6月25日)</p> 	<p>平成3年10月 当社入社 平成25年4月 執行役員 プロジェクト事業本部副本部長 兼プロジェクト推進部長 平成27年9月 取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長 兼プロジェクト推進部長 兼環境放射能プロジェクト室長 平成28年7月 取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長 平成29年7月 取締役(技術管掌) 兼システム統括室長 平成30年4月 取締役(技術管掌) 執行役員 アスベスト対策事業部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p>	17,171株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、分析技術をベースとしたコンサルタントとして、豊富な経験・人脈を保持しております。社外活動にも積極的に関与し、国土交通省等の検討会委員を歴任しております。当社の高度な技術を経営の視点で活かしていくことに資することを期待し、取締役として選任するものであります。</p>			

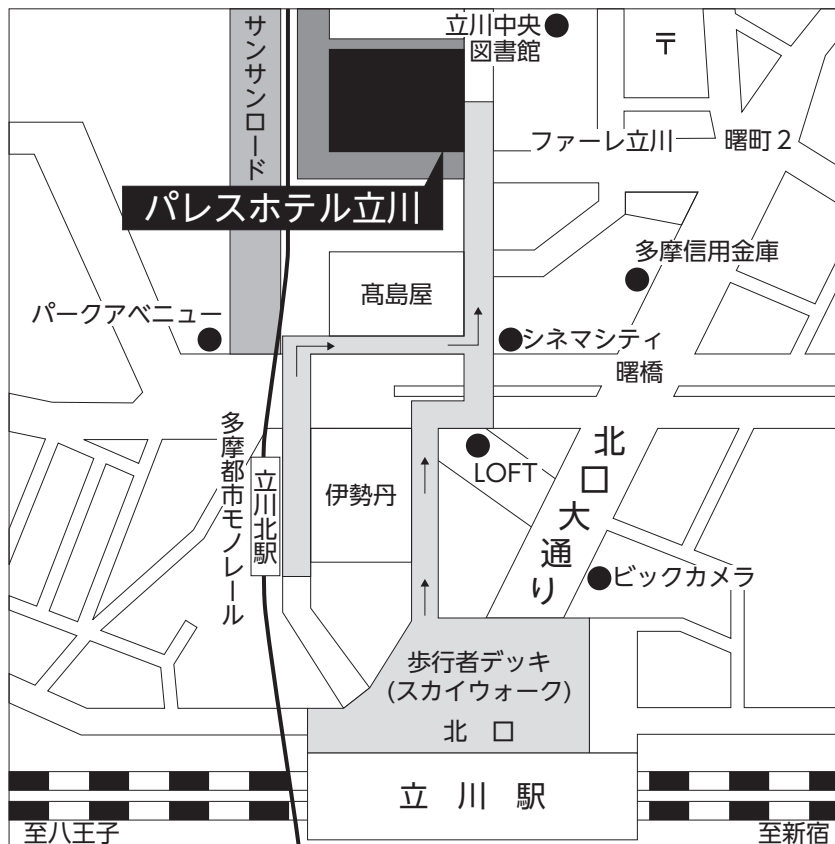
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	<p>はま しま なお と 浜 島 直 人 (昭和44年10月18日)</p> 	<p>平成6年4月 当社入社 平成27年9月 執行役員 管理部長 兼経営企画室長 平成28年4月 執行役員 管理部長 平成29年9月 取締役 執行役員 管理部長 平成30年4月 取締役 執行役員 管理部長 兼システム統括室長 (現任) 平成30年5月 株式会社土壌環境リサーチャーズ 監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社土壌環境リサーチャーズ 監査役</p>	8,609株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社後、主に経営企画畑を歩み、年次計画の策定、各種制度設計をはじめ、採用・広報・IRなど、本社業務を幅広く経験しております。執行役員管理部長として、経理・財務、総務・人事、法務、海外を主管しております。財務担当役員として、当社の経営基盤の強化に資することを期待し、取締役として選任するものであります。</p> <p>(注) 浜島直人氏の戸籍上の氏名は濱島直人であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、平成30年6月30日現在の所有株式数を記載しており、役員持株会における持分を含んでおります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 パレスホテル立川 3階「こぶしの間」
東京都立川市曙町2丁目40番15号
TEL 042-527-1111



交通 JR立川駅北口より伊勢丹の歩行者デッキを直進。高島屋を越えてすぐ。徒歩約3分。

(お願い) 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

◎当日、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席ください。



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。